

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第2回朝霞市入札監視委員会	
開催日時	令和8年2月3日（火） 午前9時から午前10時30分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 第1委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員3名（児玉委員長、佐久間委員、長瀬委員） 事務局4名（丸山契約検査課長、高橋主幹兼課長補佐、 細田係長、中島主任） 中央公民館2名（大瀧館長、松本館長補佐） 財産管理課2名（袴田係長、若松主事） 学校給食課3名（星加課長、佐々木係長、曾根田主任） 障害福祉課3名（竹村課長、佐々木係長、奥山主任） 欠席者なし	
議題	1 入札等の審議について 2 入札及び契約手続きの運用状況の報告について 3 次回の会議等について	
会議資料	抽出案件説明書 入札及び契約手続きの運用状況の報告	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

- ・ 会議公開の決定
- ・ 傍聴者の有無の確認
- ・ 各委員の除斥確認

【議題1 入札等の審議について】

案件名：中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事
（担当課：中央公民館、財産管理課）

入札に関する事項について、事務局から説明。
業務内容について、担当課から説明。

（佐久間委員）

5月15日の入札で一度不調になっていると思うが、6月26日に再度公告して7月24日の入札になったということか。最初の入札では応札者が2者に満たなかったが、次の入札では7者、入札参加申請者が来たということか。その経緯について伺う。
また、7者のうち3者が辞退しているが、理由はどのようなものか。

（細田係長）

経緯としては、当初は4月25日に告示し、5月15日に入札を行ったものであり、応札者が2者に満たなかったことで不調となっている。
その後、最新の労務単価や資材単価を採用するなど設計金額を見直し、改めて7月24日に入札を行った。

（中島主任）

辞退理由については、資料の3ページに記載の1者からは聴取しており、設計金額が合わないということが主な理由だったと伺っている。

（佐久間委員）

7月24日の入札では設計金額は安くしたということか。

（細田係長）

高く設計している。

（佐久間委員）

今、それぞれの資材が結構高騰しており、入札結果として辞退理由を公表する予定はないのか。

（中島主任）

電子入札において辞退理由の記載は不要となっているので、その予定はない。

(長瀬委員)

朝霞市公共施設等マネジメント実施計画は、どのように定められているものなのか。

(袴田係長)

マネジメント実施計画の上位計画として、公共施設等総合管理計画がある。建物の維持管理、使い方の方針を定めており、建物の長寿命化や維持管理費の縮減、延べ床面積を減らすという三つが大きな柱として記載されている。

マネジメント実施計画は、その公共施設等総合管理計画に基づいた具体的な内容が記載されており、改修工事をする優先順位、改修予定などが記載されている。

その計画の策定の方法は、庁内検討委員会で内容の協議をして決定している。

(長瀬委員)

決定の過程としては、市民の方からの意見、意思決定により作られた計画なのか。

(袴田係長)

計画の素案については職員で考え、それをパブリックコメントとして公表し、市民から意見をいただく形としている。

(長瀬委員)

屋上防水や外壁改修などが長寿命化改修工事に当たると思うが、壁の撤去やバリアフリー化、太陽光発電設備の設置については、利便性や付加価値の向上につながる一方で工事費が高くなると思う。内容についてはどのように決定されたものなのか。

パブリックコメントなどでそのような工事をやった方が今後、長寿命化に資するのではないかという意見があったということか。

(袴田係長)

委員の御指摘のとおり、外壁や屋上防水工事は劣化部分を建築当時の状態に戻すものであり、太陽光設備の設置やイベントスペースの設置などは、建設された当時よりも使いやすくする改修工事であると認識している。

今後、30年40年と建物を使う形となり、40年も経つと建物に求められる性能や使い方も変わってくるため、建設された当時の状態に戻すだけでは、その時のニーズに追従できないことから、より価値を高める、その時の水準に合わせるという意味合いが長寿命化改修にはある。

建物個別の改修内容についてパブリックコメントは行っていないが、長寿命化改修工事の概要を示し、内容について意見をいただく形としていた。

(児玉委員長)

当初の予算内で改修内容を決定したのか、あるいは、先ほど1回目が不調となったことにより再設計して予算を組み直したのか、その決定のプロセスを伺いたい。

(松本館長補佐)

予算については、当初設定した予算内で行っている。

物価が高騰している中で、再設計する際に最新の単価に入れ替えたことにより、設計金額が上がったということになる。

(児玉委員長)

最低制限価格の決定方法について伺いたい。

(丸山課長)

最低制限価格は、国が最低制限価格の基準を決めており、その計算式に基づいて設定している。現在、ホームページにも計算式等を公開している。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

案件名：学校給食栄養管理電算機賃貸借
(担当課：学校給食課)

入札に関する事項について、事務局から説明。
業務内容について、担当課から説明。

(佐久間委員)

リース契約と賃貸借契約というのは別の法的な契約だが、以前はリース契約だったが、今度は賃貸借契約にしたということか。

(星加課長)

前回は賃貸借契約で行っている。

(長瀬委員)

パソコンを借りて、学校給食の栄養管理用として専用にするものなのか。

(佐々木係長)

ノートパソコンを賃貸し、献立やアレルギー管理などの栄養管理システムを運用するものであり、専用で使うものとなる。

(長瀬委員)

学校給食センターで使っているものということによろしいか。

(佐々木係長)

学校給食センター2か所、朝霞第四小学校、第五小学校、第八小学校の計5か所で使っている。

(長瀬委員)

5か所全部で今回の入札で借りたということか。

(佐々木係長)

そのとおりである。

(佐久間委員)

パソコンはハードだけではなく、ソフトも入っているのか。

(佐々木係長)

以前の賃貸借ではソフトが入ったパソコンを賃貸借として借りていたが、今回はパソコンだけで賃貸借を長期継続契約で結んだ。

(佐久間委員)

何台か。

(佐々木係長)

8台である。

(長瀬委員)

普通のパソコンと比べると価格が高い感じがするが、特殊な性能があるのか。

(佐々木係長)

職員に貸与されているパソコンと同等のスペックである。

(児玉委員長)

ソフトは別のところと契約しているのか。

(星加課長)

前回の契約は、パソコンとソフトを長期継続契約とし、システム保守料と端末の保守料は別の契約としていた。

今回は、パソコン本体と保守料について入札を行い、クラウドの使用料、ソフトウェアについてはプロポーザルで実施した。

組替えを行ったことで、金額が少し安く収まったという経緯がある。

(児玉委員長)

学校給食の専門家の方がソフトウェアを使用するわけではなく、各小学校や学校給食課の職員が使用するのか。

(佐々木係長)

基本的に栄養士が使用するが、給食係で物資の発注等で使用することがある。

(佐久間委員)

8台のパソコンを324万7,200円で割ると、40万5,900円だが、1台のパソコンは40万ぐらいあれば買えるとかという話はないのか。

(星加課長)

パソコンと保守料月額4万9,200円、クラウドの使用料は月額5万2,800円である。ソフトウェアは一括で全部買い取っており、総額が261万6,000円、月額とすると4万5,000円程度となり、全部で月額14万6,443円である。

(佐久間委員)

8台で14万6,000円ということか。

(星加課長)
8台分である。

(佐々木係長)
ソフトやパソコン、保守料等を全部含めたトータル額で月額14万円程度になる。

(佐久間委員)
14万円で60か月だと全部で840万円掛かるが、これを8で割ると105万円位となるが、1台100万円も多分掛からないような気はする。

(案件に対する監視委員会からの意見)
意見なし

案件名：移動支援業務委託
(担当課：障害福祉課)

随意契約に関する事項及び業務内容について、担当課から説明。

(佐久間委員)
随意契約2号で単価契約ということだが、契約の内容は全て決まっている中でどういった基準で各業者との契約が決まったのか。

(竹村課長)
仕様書の方に記載のとおり、要綱に基づいて単価を設定している。
障害の特性上、同じ方に支援してもらいたいという方が多く、利用者から当該事業者
に支援の依頼があると、事業所が市の設定する単価でお引き受けいただける場合、市に
申し出があり、それぞれの事業者と随意契約を結んでいる流れになっている。

(佐久間委員)
今までも26者とは随意契約を結んでいたということか。

(佐々木係長)
年度ごとの入替えはあるが、基本的には継続している事業者がほとんどである。

(佐久間委員)
今回は、新しい業者はいたのか。

(佐々木係長)
今回提示させていただいたのは以前からの事業者だが、年度の途中で新しく契約する
ケースもある。

(佐久間委員)
実質的に長期継続契約というわけではなく、それぞれ単年度契約としているのか。

(佐々木係長)

以前は、契約の自動更新という形で行っており、契約した内容で双方異議がなければ自動的に更新していたが、令和7年度から単年度契約という形としている。

(長瀬委員)

移動支援をするということは、体が不自由な方に付き添うとか、車椅子を押してあげるとか、そういうことをやってくれるということか。

(佐々木係長)

そのとおりである。

(長瀬委員)

26者は、事業者ごとにとということか。

(佐々木係長)

市が26者に委託し、各事業者が利用者と契約し、利用者のニーズに応じた移動支援のサービスを提供するというものである。

(長瀬委員)

移動支援なのでタクシーみたいに車とかで移動するのかなと思ったが、それぞれの方に付き添って移動できるように支援するということなのか。

(佐々木係長)

そのとおりである。

介護とかヘルパーのイメージが強く、1人ではなかなか行動が難しい方、散歩などが難しい方に対し、一緒に付き添って転ばないように歩いたり、車椅子を押したりなどの支援を行っていただいている。

(長瀬委員)

契約金額の根拠としては、これまでの利用実績や利用者の人数などから導き出しているのか。

(佐々木係長)

要綱に定める単価は、居宅介護、ヘルパーを派遣するなどの障害福祉サービスの中で、病院に行くときに車椅子を押したりとか、横に付いて歩いたりという通院等介助の単価を参考にして、市が独自に決めた金額である。

本事業の場合だと身体介護を伴う金額の場合で30分2,480円、身体介護を伴わない場合で30分1,020円からの単価という設定になっており、国が決めたサービスの単価を上回らない基準で運用している。

(長瀬委員)

資料にある事業者に対して申込みをされた方の人数はどれぐらいなのか。

(佐々木係長)

資料にある事業者だと平均して4、5人程度の月当たりの提供人数があるという報告となっている。年度途中で新たに契約される方がいる場合など、需要に応じる部分があるため、事業者ごとに利用人数は変動する。

(児玉委員長)

予定価格というのは、見積書の価格なのか。

(佐々木係長)

予定価格は、前年度実績をベースに積算した金額としている。

(児玉委員長)

資料にある金額は、26者の合計ということか。

(佐々木係長)

当該事業者のみの予定価格が87万円ということである。

(児玉委員長)

1者当たり大体どれぐらいなのか。

(佐々木係長)

実績によって変動があるので、80万円の事業者のほか、多いところだと100万円を超える事業者もいる。

(児玉委員長)

仕様書に従って実績で支払いをするのか。

(佐々木係長)

仕様書に基づいて契約を交わし、毎月の実績報告に基づいて支払いをしている。

(児玉委員長)

移動を補助する方をあっせんする部分は、特に価格とか単価は設定していないのか。

(佐々木係長)

支援に対しての単価設定のみである。

(佐久間委員)

実施要綱の第13条に基づき利用者が利用料を払うと思うが、身体障害者の場合は、市の負担となるのか。

(佐々木係長)

身体障害のある方の負担は1割負担とされてはいるが、所得状況などに応じて負担額の上限が決まっている。

移動支援を利用される方は、ほとんどの方が0円負担、月の上限が0円なので、実質全額市の負担ということが多い。

(佐久間委員)

その9割分が予定価格となっているのか。

(佐々木係長)

本来であれば9割分だが、実際1割負担の方が少ない状態なので、10割分として算定、積算をしている。

(佐久間委員)

実施要綱第13条の金額は、国で定められたものなのか、市独自のものなのか。

(佐々木係長)

国で決まっているサービスとして、居宅介護というものの通院等介助という単価を参考に、市で独自に定めた金額となっている。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

【議題2 入札及び契約手続きの運用状況の報告について】

入札及び契約手続きの運用状況について、事務局から報告

(佐久間委員)

一般競争入札結果一覧の上から2行目の「東橋側道橋改修工事」は、落札率が99.92%でほぼ予定価格で落札されている。

それが良くないというわけではなく、業者もそれなりの積算をして、たまたま市の予定価格と一致したという認識でよろしいか。

(丸山課長)

入札の設計金額は公表しており、設計金額と最低制限価格の範囲内に入っているため、入札としては適正に行われていると認識している。

(佐久間委員)

当該工事は入札業者も少なかったような感じがするがいかがか。

(中島主任)

当該工事は参加申請が4者あり、うち2者が辞退したため、2者の応札となる。1者は落札業者、2番札は予定価格と同額で応札している。

(児玉委員長)

一般競争入札の落札率は大体90%台を超えているが、指名競争入札では落札率が70%台や80%台が見受けられる。指名競争入札結果一覧の22番では70%台となっている。何か理由はあるのか。

(中島主任)

当該業務は、例年実施しているものではなく、法改正等に伴う戸籍対応の業務となる。他自治体でも実施したことのない業務となるため、数者から見積りを徴取し、平均を取って設計したものと思われる。競争した結果、低い落札率となったと考えている。

(佐久間委員)

資料の入札不成立案件にある11番は、結局、契約に至ってないということか。

(高橋主幹)

この後、別の業者と契約は締結している。

(中島主任)

契約は下半期となり、入札成立ではなく、不落随意契約としての報告となる。コンサルは6月を過ぎると業者が入札しない傾向にある。

(児玉委員長)

市長が代わられて何か大きく変わったことはあるか。

(中島主任)

大きい変更としては、契約規則において随意契約における基準額を改正し、5月1日で施行した。

(案件に対する監視委員会からの意見)

意見なし

【議題3 次回の会議等について】

- ・開催予定日：令和8年8月6日（木）
- ・次回の審議案件の抽出：委員の入れ替わりがあるため、改めて相談することとなった。

(児玉委員長)

本日の会議は、以上とする。